

# 食品添加物の不使用表示ガイドライン

移行期限は2024年（令和6年）3月末日



今回の策定に伴い、加工食品のパッケージやラベルなどの包装資材で表示の見直しが必要になります。移行期限は2024年3月末日。この期間内に製造販売された食品であれば、改定前の表示であっても流通可能とされていますが、出来る限り早めに見直しておきましょう。

## なぜ今になってガイドラインが策定されたのか？

これまで、食品表示法では保存料や甘味料など、使用した添加物に対しては表示義務が定められておりましたが、加工時に添加物を使用しなかった場合に「無添加」や「不使用」と明記するかどうかのガイドラインはなく、食品関連事業者等の判断に委ねられていました。なぜ今になって食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが策定されたのか？ きっかけはイーストフードと乳化剤の「不使用表示」の是非をめぐる問題でしたが、それ以前から消費者の誤認を招く様な表記の仕方、例えば、原材料に添加物が使われていても、加工の際に添加物を使っていないからと「無添加」と表示されていて、あたかも「添加物を一切使用していないもの」と誤認させる可能性があること。また、食品の中には使用できない（又はされていない）添加物があり、これに無添加あるいは不使用と表示している。本来表示する事のない商品に記載されることで、消費者は、当該商品は不使用表示のない商品よりも優れている商品であると読み取る可能性があり、無添加を強調することにより食品添加物が入った食品は危険だと思わせてしまう反面もあります。こうした事は消費者に混乱を招き、誤認させる懸念があるものとして、消費者庁は改善の為ガイドラインを策定し、規制するに至りました。



## どういった表示方法に変わったのか？

先日、消費者庁のホームページにて「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の啓発チラシ・ポスターが公開され、改定前と改定後について分かり易くまとめられたものが公開されました。

チラシとポスターには、「片面」と「両面」の2種類があります。

片面・両面共に、見出しには「加工食品パッケージの添加物について無添加表示が変わります！」と大きく書かれており、その下に「無添加の表示は無くなりません」「無添加や不使用の表示を禁止すると聞いたけど、禁止される訳ではない」という事が記載されていました。あくまでもガイドラインに沿っており、禁止事項に当てはまらず事実に基づく表示であれば「〇〇無添加」「〇〇不使用」とパッケージに記載しても差し支えはないという事になります。



### 改定前

何を添加してないのだろうか？  
「無添加」だけだと、  
何が無添加なのか不明瞭。



### 改定後

着色料無添加と書かれていれば、  
着色料が使用されていない事がわかる！

着色料や着色料と類似機能を持つ原材料・添加物を使用していないときに、『着色料無添加』と表示できます。

また、こちらのガイドラインが策定された事により、食品表示基準Q&Aも改正が行われています。

改定内容は、「食品添加物は一切使用していません」、「無添加」などと食品添加物が不使用である旨の表示はできますか？という問いに対し、「消費者に誤認等を与えない様留意して表示する必要があると考えます。」「消費者に誤認等を与えない為の留意点は、別途「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」としてまとめています。」という答が追加されています。

# どう表示が禁止されているのか？

## 【容器包装における表示を作成するにあたって、注意すべき10項目】

ガイドラインには、“10項目の禁止事項に該当する恐れのある内容”が分類され、書き出されています。事前に消費者および事業者へヒアリングを行い、食品添加物の「無添加」「不使用」という表示の実態を把握した上で検討が行われ、食品表示基準第9条第1項第1号、第2号及び第13号に規定された、表示禁止事項に該当する可能性が高いと考えられる表示について、取りまとめ分類された内容が次の10項目となります。

### 1 単なる「無添加」の表示



対象を明示せず単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、誤認させるおそれがある。

### 6 健康、安全と関連付ける表示



食品添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って国において使用を認めていることから、事業者が独自に健康及び安全について科学的な検証を行い、それらの用語と関連付けることは困難であり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

### 2 食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示



食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示すること。人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は適切とはいえず、実際のものより優良又は有利であると誤認させてはいけぬ。

### 7 健康、安全以外と関連付ける表示



「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と「開封後」に言及せずに表示することで、期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象を与えた場合には、食品表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾するおそれがある。商品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示する際に、変色と着色料の用途との関係について説明ができない場合には、内容物を誤認させるおそれがある。

### 3 食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示



イラスト例「入れてはいけない添加物がある」

マヨネーズには、調味料(アミノ酸等)、酸味料及び香辛料抽出物以外の添加物は使用できない。  
使用できない(又はされていない)添加物を、無添加あるいは不使用と表示している。

### 8 食品添加物の使用が予期されていない食品への表示



当然なことを当然でないように伝える。食品添加物の使用を予期していない状況においては特に、当該商品は不使用の表示がない商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

### 4 同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

イラスト例「日持ち向上目的のグリシンがある」



名称	おにぎり
原材料名	うるち米(国産)、調味梅干し、・・・/グリシン

### 9 加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない)食品への表示



イラスト例「加工助剤、キャリアオーバーの原材料の添加物も確認しておこう。」

### 5 同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

イラスト例「原材料で添加物代用した場合は、無添加禁止!」



名称	白だし
原材料名	醤油(国内製造)、本みりん、・・・、酵母エキス、・・・
内容量	500ml

### 10 過度に強調された表示



容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行うことや、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える場合、内容物を誤認させるおそれがある。